

鳥取中央育英高等学校消火用補給水槽更新業務仕様書

1 業務名等

(1) 業務名

鳥取中央育英高等学校消火用補給水槽更新業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務場所

東伯郡北栄町由良宿 2 9 1 - 1

(3) 業務期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 2 7 日まで

2 業務内容

下表のとおり、消火用補給水槽の更新を行う。（別紙明細書参照）

項目	内訳等	数量	設置場所等
更新 機器	消火用補給水槽	1	教室棟屋上
	消火用補給水槽架台	1	
	消火用補給水槽周辺配管・部材(雑材料・消耗品含む)	1 式	
	消火用補給水槽関連部品(雑材料・消耗品含む)	1 式	
関連 作業	機器取付・配管作業	1 式	
	配管塗装作業	1 式	
	保温作業(消火用水槽・配管)	1 式	
	既設撤去・処分作業(タンク・保温材等)	1 式	
	機器搬入・搬出作業(揚重費)	1 式	
	仮設設置作業(安全柵ほか)	1 式	
	養生作業	1 式	
	試運転・調整作業	1 式	

3 業務の実施

(1) 業務現場管理

ア 業務管理

受注者は、本業務を完了させるために、業務管理体制を確立し、品質、工程、安全等の業務管理を行う。

イ 業務条件

(ア) 本業務を行う日時は、事前に発注者の承諾を得ること。なお、2月上旬は入学者選抜試験が予定されているため、工事スケジュールに配慮すること。

(イ) 本業務に伴い既存部分を汚染又は損傷した場合は、受注者の負担において既成にならない補修するものとする。

4 一般事項

(1) 受注者の負担の範囲

ア 本仕様書に規定する事項は、別に定めがある場合を除き、受注者の負担において履行すべきものとする。

- イ 本業務に必要な材料、工具、計測機器、仮設資材等の機材は、全て受注者の負担とする。
- ウ 本業務に必要な試験及び検査に係る費用は、全て受注者の負担とする。

(2) 関係法令等の遵守

本業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、本業務の円滑な遂行を図るものとする。

(3) 廃棄物処理

本業務の実施に伴い発生した産業廃棄物等は、積込みから最終処分までを産業廃棄物処理業者に委託し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び関連法令を遵守して、適切に処理するものとする。

5 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

6 再委託の禁止

- (1) 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。
- (2) 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の承認をしない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
 - ア 再委託の契約金額が委託料の額の50パーセントを超える場合
 - イ 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合
- (3) 受注者は、(1)の承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本件業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。

7 守秘事項等

- (1) 受注者は、本業務における成果物（中間成果物を含む。）を、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積し、又は他の目的に使用してはならない。
- (2) 受注者は、本業務の履行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (3) 受注者は、委託業務に従事する者並びに6の規定により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人に対して、(1)及び(2)の規定を遵守させなければならない。
- (4) 発注者は、受注者が(1)から(3)までの規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。
- (5) (1)から(4)までの規定は、業務期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

8 目的外使用等の禁止

受注者は、本業務に必要な情報等について、この契約以外の目的で使用し、又は第三者に提供してはならない。

9 特許権等の使用

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、履行方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担する。

10 委託業務の調査等

発注者は、必要があると認めるときは、受注者の委託業務の履行状況について調査し、発注者の職員を立ち合わせ、受注者に報告を求めることができる。受注者は、これに従わなければならない。

1 1 仕様書と委託業務内容が一致しない場合の修補義務

受注者は、委託業務の履行内容が仕様書又は双方協議の内容に適合しない場合において、発注者がその修補を請求したときは、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。

1 2 事故等発生時の対応義務

- (1) 受注者は、事故等の発生により委託業務の履行に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、直ちにその状況を発注者に報告しなければならない。
- (2) 受注者は、直ちに事故等の原因を調査し、早急に復旧措置を講ずるとともに、対応策、再発防止策等について発注者と協議する。

1 3 損害賠償

受注者は、その責めに帰する理由により本業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

1 4 責任の制限

双方の責めに帰することのできない理由により、受注者がこの契約による義務の全部又は一部を履行することができないときは、受注者は当該部分についての義務の履行を免れ、発注者は当該部分について委託料の支払義務を免れる。

1 5 完了報告及び検査

受注者は、本業務を完了したときは、完了の日から10日以内又は令和6年3月31日のいずれか早い日までに完了報告書を発注者に提出し、発注者は受理後10日以内又は令和6年3月31日のいずれか早い日までに検査を行わなければならない。

1 6 委託料の支払

- (1) 受注者は、15の検査合格後、発注者に委託料を請求する。
- (2) 発注者は、正当な請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払う。
- (3) 発注者が正当な理由なく(2)に規定する期間内に支払を完了しないときは、受注者は、未払金額に対し、遅延日数1日につき鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第120条の規定により計算した額の遅延利息を発注者に請求することができる。

1 7 違約金

受注者は、1に規定する業務期間内に本業務を完了できなかったときは、委託料の額から既完了部分(受注者が既に本業務を完了した部分のうち、発注者が引渡しを受ける必要があるとめたものをいう。)に対する相当額を控除した額に対し、遅延日数1日につき、鳥取県会計規則第120条の規定により計算した額を、違約金として発注者に支払わなければならない。

1 8 業務の中止

発注者は、必要があると認めるときは、委託業務の履行を一時中止させることができる。

1 9 追完請求権

- (1) 発注者は、成果物の引渡し後、当該成果物が仕様書又は双方協議の内容に適合しないものであるときは、受注者に対して相当な期間を定めて発注者の指示した方法により無償で補修、代替物の引渡し又は不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- (2) (1)の規定により、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は受注者に対して代金の減額を請求することができる。
- (3) (1)及び(2)の規定は、発注者が受注者に対して行う損害賠償の請求及び契約の解除を妨げるものではない。

2 0 契約の解除

- (1) 発注者は、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- (2) 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- ア 正当な理由なく、始期を過ぎても本業務に着手しないとき。
- イ 本業務を遂行する見込みがないとき又は本業務を業務期間内に履行する見込みがないと認められるとき。
- ウ 19(1)の履行の追完がなされないとき。
- エ この契約に違反したとき。
- (3) 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- ア 本業務の履行不能が明らかであるとき。
- イ 本業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- ウ 本業務の一部の履行が不能である場合又は本業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- エ このほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が(2)の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- オ 受注者又はその代理人若しくは使用人がこの契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条に違反する行為又は刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条に規定する行為をしたと認められるとき。
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- キ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
- (ア) 暴力団員を役員等(受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。)とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
- (イ) 暴力団員を雇用すること。
- (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
- (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
- (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
- (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
- (キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。
- (4) 発注者が(2)及び(3)の規定によりこの契約を解除した場合は、受注者は、違約金として委託料の額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。
- (5) 発注者は、(1)の規定により契約を解除する場合、契約解除の2月前までに文書により受注者に通知する。この場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、受注者はその損害の賠償を請求することができる。なお、賠償額は、発注者と受注者が協議して定める。

2.1 賠償の予定

受注者が20の(3)オに該当する行為をしたと発注者が認めたときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として委託料の額の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

2.2 専属的合意管轄裁判所

本業務に係る訴訟の提起については、鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

2.3 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

2.4 その他

- (1) この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定める。
- (2) 契約書の作成に当たり、本仕様書の内容を契約書に記載した場合は、当該事項を本仕様書から削除する場合がある。
- (3) 本仕様書中の内容を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該事項の趣旨を替えないで用語を変更するときがある。

【別紙】

鳥取中央育英高等学校消火用補給水槽更新業務明細書

学校名：鳥取中央育英高等学校

区分	品名・作業名称当	数量	単位	備 考
更新	消火用補給水槽	1	台	SUS製 100ℓ
更新	消火用補給水槽架台	1	台	溶融亜鉛メッキ 100ℓ用 500H
更新	消火補給水管	2	m	50A
更新	ドレン管	1	m	20A
更新	オーバーフロー管	1	m	40A
更新	給水管	2	m	25A
更新	給水管継手材	1	式	
更新	絶縁継手材	1	式	鋼管変換
更新	複式ボールタップ	1	個	SH20
更新	仕切弁	1	個	20A×5K
更新	配管支持材	1	式	
関連作業	機器取付・配管作業	1	式	
関連作業	配管塗装作業	1	式	
関連作業	保温作業	1	式	消火用水槽・配管
関連作業	既設撤去・処分作業	1	式	タンク・保温材等
関連作業	機器搬入・搬出作業(揚重費)	1	日	ラフタークレーン
関連作業	仮設置作業	1	式	安全柵ほか
関連作業	養生作業	1	式	
関連作業	試運転・調整作業	1	式	
その他	雑材料・消耗品	1	式	